

平成24年4月13日

守谷市長 殿

茨城県知事 橋本 昌

原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づくタケノコの
出荷制限指示について

本日、原子力災害対策本部長（野田内閣総理大臣）から原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、別紙のとおり、貴市において産出されたタケノコについて、「当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。」と指示がありました。

これを踏まえ、タケノコについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、要請いたします。